

要 請 項 目 (仙 台 市)

1. 東日本大震災の被災者支援と再生に向けて

(1) 仙台市における災害公営住宅への高齢者(65歳以上)の入居率は大変高く、単身世帯も多いことから、災害住宅入居者のコミュニティの在り方や引き込み対策、孤立防止対策の取り組み状況について明らかにして頂きたい。

また、「みなし仮設」(民間賃貸住宅等)には、現在も400世帯(約850名)の方々が暮らしているとともに、災害公営住宅へ移れない被災者(税金滞納者、未保証人)や低所得者や高齢者への、今後の対応等について明らかにして頂きたい。

(2) 自然災害が各地で多発し甚大な被害をもたらしています。被災者の生活再建を図るためにも引き続き全国市長会等において、被災者生活再建支援制度の拡充について引き続き積極的に国へ要請願います。

また、住宅再建が難しい被災者に対しては、賃貸住宅への入居などに係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保に向けて、仙台市独自の支援制度の更なる拡充の検討を要請します。

【宮城労福協・宮城県生協連・全労済宮城推進本部】

2. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

(1) これまで大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が半数を超え、卒業しても不安定な雇用で十分な収入が得られず、奨学金を「返したくても返せない」など、大きな社会問題となっていました。本年3月31日に改正独立法人日本学生支援機構法が可決成立し、我が国初めてとなる給付型奨学金制度が実現したことにより、一歩前進が図られました。

しかし、支給対象者や支給金額はあまりにも少なく、今後さらに「有利子から無利子へ」、「貸与から給付へ」、更に拡充していくとともに、学費を含む教育費の負担軽減に繋げていくことが必要と考えることから、仙台市に対し以下3点について要請します。

① 給付型奨学金制度を継続的にかつ安定的に運用できるよう、国の責任において必要な財源を確保するとともに、支給対象者や支給金額の拡充を国に対し働きかけること。

② 奨学金の対応・相談については、基本的には各学校が対応していますが、今回の制度改正に伴い、さらに給付型奨学金の推薦基準の作成も求めています。

県立高校を対象に実施したアンケート調査によれば、奨学金申込者の平均人数は78.5人(最多で200人)、担当する教職員は2名程度で94%の教員等が「事務負担が大きい」と回答しています。

よって、新制度の啓発活動はもとより、各学校の経済的理由で就学が困難な者の就学へ向けた相談及び奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。

③ 独自の奨学金制度が無い政令都市は、仙台市と広島市だけであり、学都仙台と言われる政令都市として、国の奨学金制度を補う観点から、仙台市独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金制度創設を行い、人口減少対策、若者の定着促進策として検討すること。

(2) 平成27年4月に生活困窮者自立支援制度がスタートし3年目を迎え、現在厚生労働省では見直しの論議が進められています。本制度が機能するには、相談だけでなく、地域の様々な資源を活用・開拓しながら、就労や居場所づくり、住居や食料提供、家計相談、学習支援などの支えあい・助け合いメニューを拡充していくことが不可欠です。生活困窮者の生活・就労を包括的、伴走的に相談・支援する取り組みの推進を要請します。

(3) 悪質な消費者被害が増加しており、被害防止に向けた地域でのネットワークづくりが重要と考

えます。そのためには地域における消費者教育の人材育成、相談員体制の充実・強化を図るとともに、市民に対して消費者問題に関する啓発活動強化について要請します。

- (4) 安定した灯油量の確保と適正価格の供給を図るとともに、価格高騰時には低所得者・経済的弱者に対しての支援策として、「福祉灯油」制度の実施を求めます。
- (5) 東北労働金庫はこれまで、仙台市と連携して仙台市内の中小企業勤労者に対して、「生活資金」「教育資金」「自動車資金」「育児・介護休業者生活資金」低利な仙台市勤労者融資制度を提供し、勤労者の生活維持・向上に努めてきました。

宮城県内各営業店においては、引き続き、取り巻く環境が厳しい勤労者の生活を支える低金利の融資制度の利用促進に向けて、取組みを継続していきますので、仙台市においても「市政だより」や「ホームページへの掲載」はもとより、市民への周知活動と制度の普及・浸透を図る取り組みを要請します。

【宮城労福協・東北労働金庫・宮城県生協連】

3. 介護事業全般について

- (1) 平成27年4月の介護報酬改定に伴う基本報酬の引き下げにより、介護事業所の廃業や倒産件数が増えている現状において、平成30年の介護保険制度改定をひかえ、更に厳しい事業経営が危惧されます。地域に密着し、地域の介護を支えている事業者の運営が成り立つ制度改定となるよう国に要請願います。
- (2) 介護職員の処遇及び介護職員の確保を目的に、処遇改善加算が実施されていますが、介護サービス事業は介護職員だけで成り立っているわけではなく、相談員、ケアマネージャー、看護師、事務所スタッフが連携し介護を支えています。
介護職員を含む介護サービス事業所等で働くすべての職員の処遇改善が図られるよう、国へ要請願います。
- (3) 地域包括支援センターは、高齢者と家族が地域で安心して継続的に生活していくために欠かせない「地域包括ケアシステム」の中核的機関としてスタートしましたが、現在においても手探り状態にあると考えます。
是非、法の趣旨が発揮できるよう、すべての関係機関が連携できる仕組み作りと、関係当局の指導を要請します。
- (4) 介護支援サービスの特定事業所集中減算は、ケアマネージャーの構成・中立を確保する観点から合理的な有効な施策とは考えられず、事業所によっては集中割合の調整を行うなどむしろ弊害となっています。
よって、特定事業所集中減算施策を廃止するよう、国へ要請願います。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業における報酬基準について、現行基準・報酬を維持するよう、仙台市の財政出動を要請します。

【宮城ろうふく会・宮城県生協連】